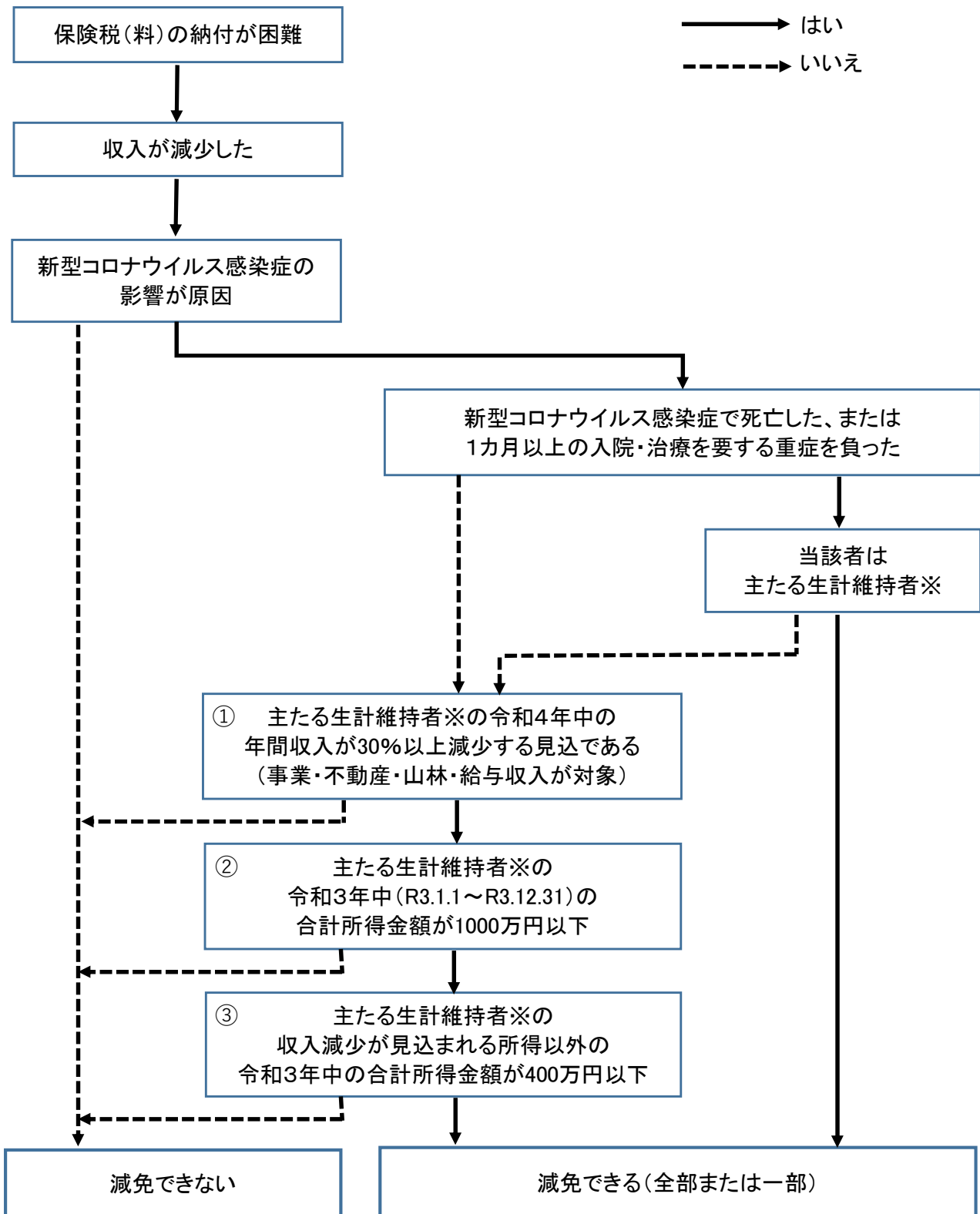


新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免の簡易フローチャート

—国民健康保険・後期高齢者医療保険料・介護保険料—

簡易的にまとめたものですので、詳細は必ずご確認ください。



※「主たる生計維持者」は、国民健康保険と後期高齢者医療保険では、「世帯主」であることを原則としています。ご不明な場合は、ご相談ください。

※介護保険料は、②の要件を問いません。